

○みなかみ町高齢者等紙おむつ等支給事業実施要綱

平成29年3月23日

告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で紙おむつ等を必要とする要援護高齢者及び要介護重度高齢者に対し紙おむつ等を支給する事業を実施することにより、該当者及びその家族の身体的負担及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第11項に規定する特定施設、同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護に係る住居若しくは同法第8条第25項に規定する介護保険施設又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入所又は入居していないこと又は医療機関に入院していないことをいう。
- (2) 紙おむつ等 フラット型紙おむつ、テープ型紙おむつ、パンツ型紙おむつ、尿取りパッドその他これらに類するものとして町長が認めるものをいう。

(令5告示33・追加)

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 在宅で紙おむつ等を必要とする要援護高齢者に対し紙おむつ等購入費の4分の1相当額を支給するもの
- (2) 在宅で紙おむつ等を必要とする要介護重度高齢者に対し紙おむつ等を支給するもの

(令3告示34・令5告示33・一部改正)

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、みなかみ町とする。ただし、事業の運営を委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の支給の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 在宅で紙おむつ等を必要とする者のうち、申請日時点において次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本町に住民登録をして居住し、年齢が65歳以上であること。

イ 法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者である者で、かつ、法第12条第3項に規定する被保険者証に要介護状態区分が要支援1、2、要介護1、2、3、4若しくは5である者として記載されていること又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第一の質問項目の回答が様式第二に掲げるいずれかの基準に該当すること。

(2) 第2条第2号に掲げる事業 在宅で紙おむつ等を必要とする者のうち、前年の8月1日（以下「調査基準日」とする。）の時点において次のア、イ、ウ及びエのいずれにも該当する者

ア 本町に住民登録をして居住し、年齢が65歳以上であること。

イ 調査基準日以前1年以上継続して、法第7条第3項に規定する要介護者である者で、かつ、法第12条第3項の被保険者証に要介護状態区分が要介護4又は5である者として記載されていること。

ウ 調査基準日以前1年間のうちに、在宅ではない日数の合計が100日を超えていないこと。

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく福祉手当が支給されていないこと。

2 前項に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めた者は対象者とすることができる。

（令5告示33・一部改正）

（対象者の除外）

第5条 支給日現在において、対象者が次のいずれかに該当した場合は、前条の規定にかかわらず、これを対象者としなない。

- (1) 死亡した者
- (2) 転出した者
- (3) 施設へ入所した者
- (4) 病院へ入院した者

（申請）

第6条 この事業による支給を受けようとする対象者又はその介護者（以下「申請者」という。）は次に掲げる申請書に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の事業において、町長が委託する事業所以外から紙おむつ等を購入する場合は、在宅要援護高齢者紙おむつ等購入費支給申請書（委託事業所以外分）（様式第2号。以下「申請書（委託事業所以外分）」という。）
- (2) 第2条第2号の事業については、在宅要介護重度高齢者紙おむつ等支給申請書（様式第3号。以下「申請書（要介護重度高齢者分）」という。）

（令3告示34・令5告示33・一部改正）

(決定)

第7条 町長は、申請者から前条の申請書を受理したときは内容を審査の上、支給の適否を決定し、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 前条第1号の申請書(委託事業所以外分)を受理したときは、在宅要援護高齢者紙おむつ等購入費支給決定(却下)通知書(様式第5号)

(2) 前条第2号の申請書(要介護重度高齢者分)を受理したときは、在宅要介護重度高齢者紙おむつ等支給決定(却下)通知書(様式第6号)

(令3告示34・令5告示33・一部改正)

(支給)

第8条 町長は、支給決定をした者に対し、速やかに購入費の一部又は紙おむつ等を支給するものとする。ただし、前条第1号に規定する申請に係る支給は、申請のあった日の属する月の翌月末までに支給するものとする。

2 第2条第1号の支給の対象となる購入費は、当該年度内の購入費とする。

3 第2条第1号による支給及び同条第2号による支給は併給できるものとする。

(令3告示34・一部改正)

(支給限度額)

第9条 対象者1人に対し町が支給する金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号に掲げる事業に係る支給については、併せて1月当たり2,000円を限度とする。

(2) 第2条第2号に掲げる事業に係る支給については、前号とは別に1月当たり3,000円を限度とする。

(令3告示34・一部改正)

(返還)

第10条 町長は、対象者が虚偽その他不正な方法により支給を受けたときは、申請者に対し支給の一部又は全部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(令5告示33・旧第12条繰上)

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月16日告示第34号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。